事業者、健康診断機関の皆さまへ

別添３

労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります （令和９年４月から適用）

令和８年４月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目



既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査（血色素量及び赤血球数）(★)
肝機能検査（AST、ALT、γ―GT）(★)
血中脂質検査（ LDLコレステロール、 HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★)　※
尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
心電図検査(★)

(★) の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください 。

変更のポイント

☐ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

☐ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST]、「GPT」は「ALT」、「γ-GTP」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

☐ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※　労働基準法施行規則第34条の２第13項第１号に定める労働者の健康診断（高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署